

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和6年4月22日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク）				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー使用料	アンシャネ	12,100 円	年額定額	9
	※ 12,100 円の 50 % 充当 6,050 円 (令和6年4月～令和7年3月の12ヶ月分)				
備考	ホームページアドレス : http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所（以下「甲」という。）と有限会社アンシャンデ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月13日

甲

井岡正徳

乙

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

委託 : 井岡事務所

受託 : 有限会社アンシャンデ

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリーンショット等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
 3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見直し後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30 日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの変更が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上に制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後 7 日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像キャンペーンは、デジタルデータ化された画像の染色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害について、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第14条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第15条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第16条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第17条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第18条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約の関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第19条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義が生じた場合には、法令、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関連して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和6年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費（年会費）			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6 % （懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。 ◆本会の活動頻度 年4回（2月、5月、8月、11月）に講演会を開催。尚、11月は休み ◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220 円	講演会、懇談会（引落手数料 220 円を含む）	18
	同上	5,220 円	同上	38
	同上	5,220 円	同上	57
	同上	5,220 円	同上	76
	同上	5,220 円	同上	95
	同上	5,220 円	同上	114
	同上	5,220 円	同上	136
	同上	5,220 円	同上	156
	同上	5,220 円	同上	179
	同上	5,220 円	同上	196
	同上	5,220 円	同上	214
	同上	5,220 円	同上	233
	※すべて 66.6 % 充当 合計 5,220 円 × 66.6% × 12 ヶ月 = 41,712 円			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和田
10-26 近畿ビル内に置く。

（目 的）

第2条 本会は奈良発展に資する政策提言をととして、安全、安心な
地域づくりを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

（構 成）

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席
を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| (1) 会 長 |1名 | (4) 政策委員長 |5名 |
| (2) 副会長 |2名 | (5) 会 計 |1名 |
| (3) 幹事長 |1名 | (6) 会計監査 |2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

（任 期）

第6条 役員会の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（総 会）

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長
の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認められた時は臨時
総会を開催することができる。

2 総会は役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他
本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過
半数の同意で議決するものとする。

（運 営）

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行う
こととする。

（経 費）

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人
1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、
その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に
終わる。

（会計監査）

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による
監査を受ける。

（その他）

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が総会の承認を
経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

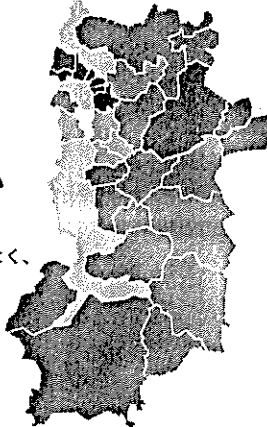
第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 井岡正徳

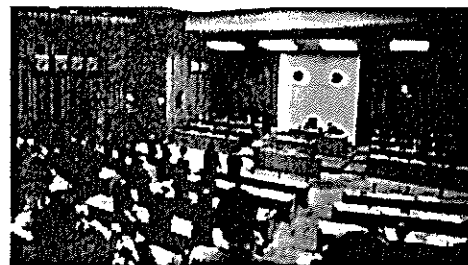
年 月 日	令和6年5月24日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NewsVol.2 / 9,900部配布				
対象者	磯城郡内新聞購読者				
配布方法	新聞折込（5月26日折込）				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 100%充当 その理由 全ての内容が充当するため				
内容	所属議員、会派について 令和6年度予算修正案について 県の防災拠点について アリーナ構想について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	折込代	(株)アスモ	32,670円	9,900部	28
	※ 100%充当 3.3円×9,900部 = 32,670円				
備考	添付資料： 奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.2				

注 発行した広報紙を添付してください。

大和郡市 米田 忠則 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	大和郡市 粒谷 友示 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	宇陀市・宇陀郡 田中 惟允 ●建設委員会 ●中部・東部地域振興対策特 別委員会	奈良市・山辺郡 荻田 義雄 ●総務委員会 ●総合防災対策特別委員会	奈良市・山辺郡 岩田 国夫 ●建設委員会	天理市・天理郡 中野 雅史 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	橿原市・橿原郡 山本 進章 ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会
橿原市 井岡 正徳 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	北葛城郡 乾 浩之 ●建設委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	県政への ご意見・ご相談は 各地域所属議員に お問い合わせください  我々 22 人は知事に迎合することなく、 是々非々の姿勢で対峙できる会派 として、奈良県政の発展に向けて 県民目線で、より良い政策を 提案してまいります。		橿原市 西川 均 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	奈良市・山辺郡 池田 慎久 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	
橿原市 川口 延良 ●厚生委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	橿原市 浦西 敦史 ●厚生委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会 ●議会運営委員会			橿原市 小村 尚己 ●経済労働委員会 ●総合防災対策特別委員会	奈良市・山辺郡 足田 進一 ●文教くらし委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会 ●議会運営委員会	
北葛城郡 若林 かずみ ●文教くらし委員会 ●総合防災対策特別委員会	橿原市・山辺郡 伊藤 将也 ●経済労働委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	橿原市 金山 成樹 ●総務委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	橿原市 芦高 清友 ●建設委員会 ●少子化対策・女性の活躍促進・ スポーツ振興対策特別委員会	橿原市 斎藤 有紀 ●建設委員会 ●総合防災対策特別委員会 ●議会運営委員会	橿原市 川口 信 ●建設委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会	奈良市・山辺郡 永田 恒 ●経済労働委員会 ●観光振興対策・地域公共交通 対策等特別委員会

令和 6 年度予算の修正案を提案し、可決！

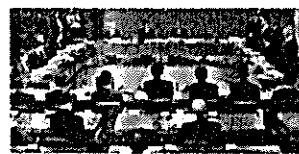
令和 6 年度予算において、自由民主党・無所属の会は 2 月定例会開会前から「より県民のための予算になるか」を議論してきました。各委員会での議論も踏まえて論点を絞って修正案をとりまとめて 2 月定例会の最終日に修正の予算案を提出した結果、自由民主党・無所属の会や公明党などの賛成多数で修正案は可決、成立しました。防災やアリーナなど、県政の諸課題について、ゼロベースで理事者とこれからも議論をし、より良い政策へと繋げてまいります。自由民主党・無所属の会は「防災」と「アリーナ」の 2 つにチームを分け、先進地域の調査や専門家の意見の聞き取りなどを通じて、奈良県の直面する課題への理解を深め、より良い提案を積極的に行っていきます。



本会議で修正予算が可決

● 3/12～19 予算審査特別委員会

3 月 12 日～19 日に行われた予算審査特別委員会では、様々な議論が交わされました。知事も参加した 19 日の総括質疑では、10 時間を超える大激論となりました。令和 6 年度一般会計当初予算案は自由民主党・無所属の会と公明党が反対し、委員会の意見として「否決」となりました。



予算審査特別委員会の様子
出典：奈良県議会公式ホームページ内議会中継

● 「再議」で 2 条例改正案が否決

自由民主党・無所属の会が提案した「県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」「県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例」の 2 つの改正案はいずれも賛成多数で可決しましたが、知事から再議に付され、賛成 28・反対 15 で再議の可決に必要な 2/3 に届かず否決されました。一方、総務警察委員会でも可決した五條市長と地元住民から提出された「大規模広域防災拠点等の整備に関する請願書」2 件は採択されました。



「再議」とは？

知事が議会の議決に対して異議があるとき、理由を示して議会に審議のやり直しを求めること。再議に付された議決は過半数ではなく、議長も含む出席議員の 3 分の 2 以上が賛成した場合に可決。奈良県での再議は戦後初。

県民の命と財産を守るために ～防災の議論は終わっていない～

県民の生命と財産を守り抜くことは私たちの責任です。2月県議会では、子や孫の世代にわたる将来の県民のことも見据えて知事らと議論を行ってきました。知事は、ことし1月に県立橿原公園を“中核拠点”として県の防災のあり方を組み立てていくことを表明しました。しかし、この“中核拠点”は、南海トラフの巨大地震の発生時に全国の応援部隊等を受け入れるために必要な面積の半分程度しかないほか、液状化リスクが指摘されています。航空搬送の拠点として位置付けられる陸上競技場では航空法上の課題もあり、ヘリコプターの十分な運用が可能か事前の検討もなされていませんでした。

防災の“中核拠点”の整備は、十分な面積や機能を持たせることができ、かつ予定地として考えられてきた五條市の県有地も含めて検討されるべきです。しかし、県はすでにこの県有地で広大なメガソーラー計画を発表しています。防災体制を万全なものとするを第一に取り組むべきであり、“メガソーラーありき”ではいけません。私たちは県民の生命と財産を守るべく、これからも県議会で議論していきます。



五條市の県有地に全国の応援部隊を受け入れるのに必須となる12haの“中核拠点”を整備



県立橿原公園を“中核的広域防災拠点”として整備
五條市の県有地に約1haのヘリポートや約25haの“メガソーラー”を整備

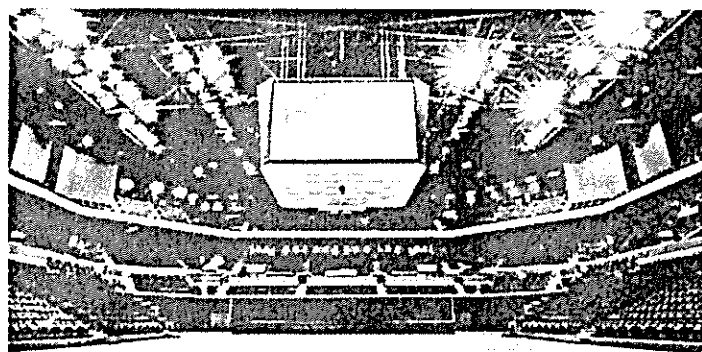
政策決定の問題点 (県立橿原公園の課題)	
	1 面積が小さく応援部隊が滞在できない
	2 液状化の危険
	3 法律的に大型ヘリコプターが使用できるか検討できてない

構想なきアリーナ予算を修正！

2031年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が奈良県で開催される予定です。その中の重要な施設の1つがアリーナです。そこで、県に対しスポーツ関係者の皆様とともに、アリーナ設置に向けての要望や意見を伝えた結果、県は橿原公園でのアリーナ設置を発表しました。アリーナ設置にあたっては、その主要要素である「収容人数・面積・機能」の3つをまず決める必要があります。他県の2例(写真①②)では、いずれも、スポーツ・音楽等の利用想定があり、必要な収容人数・面積・機能を決めています。収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。

ところが、2月議会の知事答弁では、「基本構想(アリーナ建設の骨格、方針)」さえ定まっていない状況にもかかわらず、令和6年度予算案で提案されていたのは、アリーナ設計手前まで自由に進めることができる包括的な予算でした。そこで、まず基本構想を早急に策定する修正予算案を提出し、賛成多数で議決しました。

今後は、奈良県に必要なアリーナ構想について、県の調査を注視し、提案を続けてまいります。



▲写真① 佐賀県のアリーナ(8400人収容)
2年先まで予約が埋まり収益性が高い大規模施設



▲写真② 群馬県太田市のアリーナ(5000人収容)
プロスポーツ等の利用はできるがコンサート機能は乏しいコンパクト型施設

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 井岡正徳					
年 月 日	令和6年10月23日（印刷）、令和5年11月26日、（ポスティング）				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 令和6年秋号 17,400部（予備150枚有）				
対象者	磯城郡内新聞購読者				
配布方法	ポスティング17,505枚 手配り40枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 90%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分を除く				
内容	大和平野中央田園都市構想の今後について 令和6年度磯城郡における事業予定箇所について 国への令和7年度に向けた予算要望について 貯留機能保全区域の指定について 流域治水の推進について 日台交流サミットへの参加について 政経アカデミーの開校について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷・折加工代	(株)フットアップ・スタイル	519,200円	17,400部 (予備150枚有)	125
	ポスティング		262,590円	17,505枚	149
	※90%充当 合計 703,611円				
備考	添付資料： 井岡まさのり県議会だより 令和6年秋号				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 磯城郡選出

井岡まさのり県議会だより

【発行所】 井岡事務所 〒635-0501 奈良県磯城郡大和町大字大和 111-1747-8552

令和6年

秋号

磯城郡版

い お か
井岡まさのり

自由民主党
奈良県議員事務所 6期



ホームページは
こちら

政策力！
行動力！
実行力！！



- 同志社大学大学院 博士課程前期修了(修士)
- 自由民主党・奈良県支部連合会 幹事長
- 奈良県議会 建設委員長 奈良県テニス協会顧問
- 奈良県議会・副議長(101代・102代) 奈良大学附属高等学校育友会会長
- 田原本中学校PTA副会長 橿原青年会議所副理事長

大和平野中央の行方は？

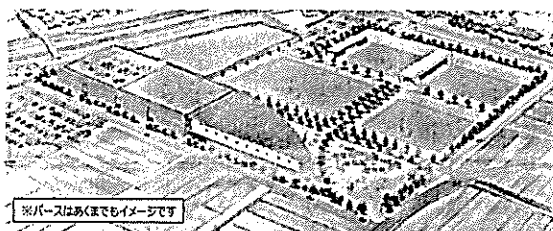
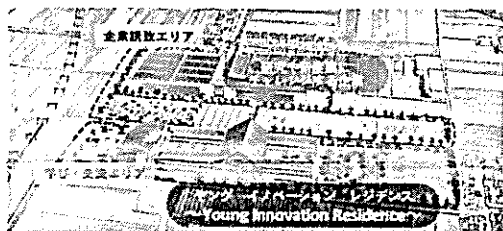
奈良県知事の交代により「大和平野中央田園都市構想」が大きく見直され、用地活用の基本となる方針について、令和6年1月から2月にかけて順次公表されました。令和6年5月14日には県と各町との間で、県有地を核としたまちづくりに向けて、協定書を一部変更する覚書を締結されました。

川西町のウエルネスタウンは？

新たな基本方針として、「子どもを中心に多様な交流が生まれるまち」を目指し、下永地区(約15ha)に「地域の活性化につながる、子どもたちも楽しめる企業の誘致」及び「地域のスポーツの振興にも資する世界的スポーツチームの関連拠点の誘致」を進めることが打ち出されました。

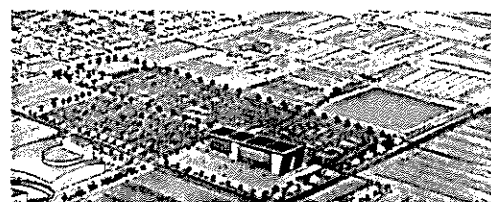
三宅町のスタートアップビレッジは？

新たな基本方針として、「次世代を担う学生×企業のまち」を目指し、「若者が生活しながら成長できるヤング・イノベーション・レジデンス」及び「まちのコンセプトに賛同する、研究や新産業にチャレンジする企業の誘致」を進めることが打ち出されました。



田原本町のウエルネスタウンは？

新たな基本方針として、「交通安全・安心のまち田原本」を目指し、運転免許センターの整備(橿原市からの移転)、及び県警の一部機能(交通機動隊、交通音楽隊)の移転を進めることが打ち出されました。



今後どのように進めるのか？

6月の定例議会中の一般質問において、三宅町、田原本町の事業計画の今後の課題や進め方について確認いたしました。

ヤング・イノベーション・レジデンスの進め方

令和6年5月に学生、企業、専門家等による「コンソーシアム形式のコミュニティ(ヤングイノベーションプロセス)を設置。このコミュニティの意見交換やイベントを通して基本構想をとりまとめることにも、文化財調査や都市計画変更の手続などを進め、2030年にオープンする予定です。

現在考え得る問題として、「この場所に学生が集まるのか」、「オープンまでに京奈和自動車道に接続する道路が整備できるのか」、「遺跡指定地区であり発掘調査が必要であるが、事業実施に影響がないか」、「周辺に生活利便施設の立地が見込めるのか」といった質問を行いました。が、納得できる答えは得られませんでした。

運転免許センターの移転・整備の進め方

前年度に作成した基本構想を踏まえ、令和6年度は県と町が連携して交通安全に

今後の県土利用のあり方は？

関するソフト事業を開催することにも、基本計画を策定する予定です。令和7年度には造成設計と発掘調査の実施にし、令和14年度から運用を開始する予定です。

免許センターができれば年間20万人の方が町を訪れることから、周辺地域の活性化が期待されています。

しかし、センター周辺は農業振興地域農用地区域が指定されており、指定を解除しなければ商業施設等の立地ができません。その手法について質問しましたが、納得のいく回答は得られませんでした。

免許センター周辺や川西町下永地区の土地利用を難しくしている背景には今年6月の農振法の改正があります。改正後は農業振興地域農用地区域の変更に対する国の関与が強化され、除外要件が厳格化されることとなります。

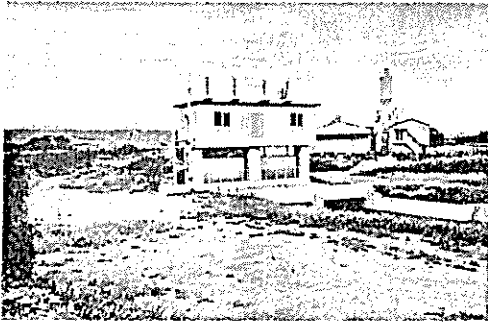
奈良県では、これまでも農用地区域を除外し工業用地を造成してきましたが、その際のハンドルは非常に高く、特定農業振興ゾーンを指定するなど、総量を維持するための工夫を行ってきました。

今回の法改正はこれまで以上に農用地区域の除外を難しくするものであり、今後どのように対応していくのか、その手法について質問しましたが、知事からは従来通りの取組で対処できるとの回答しか得られませんでした。はたして従来通りの対応で大丈夫なのか。

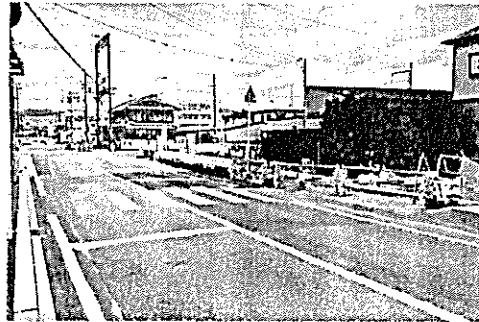
私は、相応の体制をもって対処していかねば県土利用が進められないと考えています。

※制度運用について回答を得るため、担当部長の答弁を求めましたが、知事が代わって答弁することになりました。その結果、残念ながら要領を得ない回答しか得られませんでした。

令和6年度 磯城郡における事業予定箇所



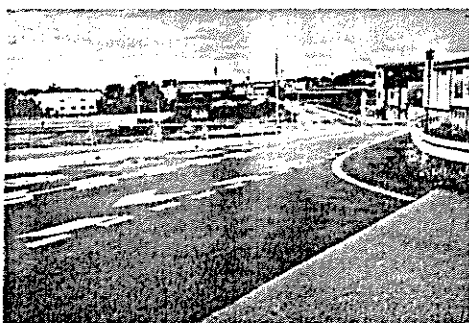
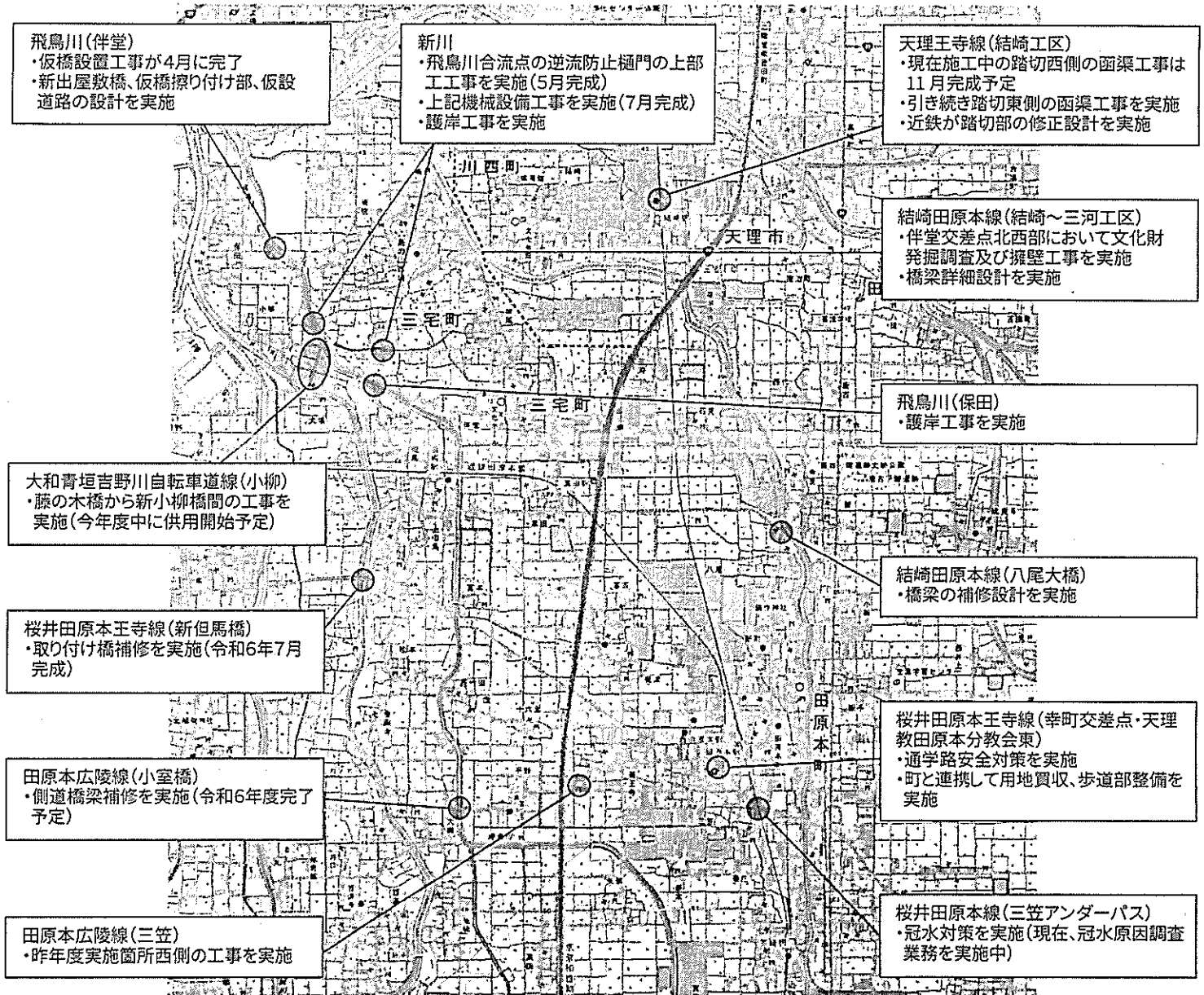
▲新川



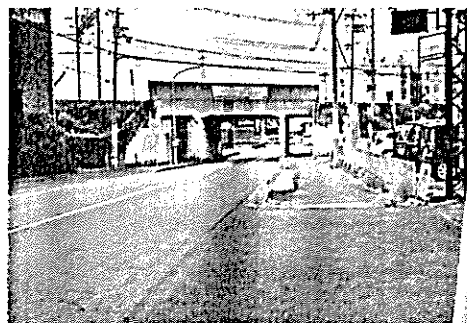
▲天理王寺線(結崎工区)

磯城郡において令和6年度に実施予定の道路整備、河川整備に係る事業箇所はこの図の通りです。

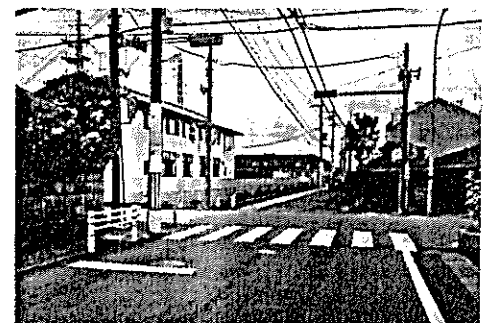
県民のみな様の安全性、利便性が向上するように、進捗状況を確認し、速やかに事業が進むよう、引き続き県に働きかけてまいりますので、これら事業に係るご意見、ご要望がありましたらぜひお聞かせください。



▲大和青垣吉野川自転車道線(小柳)



▲桜井田原本線(三笠アンダーパス)



▲桜井田原本王寺線(幸町交差点・天理教田原本分教会東)

国への令和7年度に向けた予算要望

防災・減災・災害対策の推進

【防災・減災対策等への継続的な支援】

- 改正国土強靱化基本法を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源措置を通常予算とは別枠で確保すること
- 令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること

【大規模災害への対応力強化(流域治水の推進)】

(詳細は次頁に掲載)

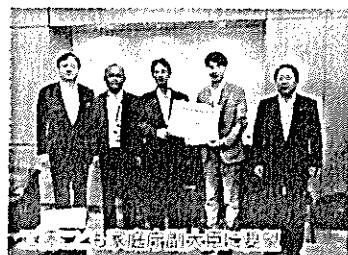
【大規模災害への対応力強化(土砂災害対策の推進)】

- 国による砂防事業の推進
紀伊半島大水害による河道閉塞箇所等の対策が重点的・集中的に進められており、引き続き、再度災害を防止するとともに、五條・吉野地域の安全・安心・発展のための事業を推進すること
- 奈良県が実施する土砂災害対策への支援
奈良県では、緊急輸送路や避難所等の保全・老朽化対策、リスクの見える化や危険情報の発信などの土砂災害対策、デジタル技術を活かした迅速・安全・効率的な被災施設・地域の早期復旧・安全性向上に取り組んでおり、引き続き、土砂災害対策を進めるために必要な支援を行うこと

農振法改正による

農用地面積目標の柔軟な運用

- 今後、国が「農用地等の確保に関する基本方針」を変更するに当たっては、地方自治体の意見を十分に聴取した上で、地域の実態を反映したものとすること
- 農用地面積目標の取り扱いに当たっては、生産性の向上等を含む地域の実情を踏まえ、農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう制度設計すること
- ※先述した通り(1頁参照)、農振法の改正により、農業振興地域農用地区域の変更に対する国の関与が強化、除外要件が厳格化されることにより、県土の有効利用が困難になることが懸念されます。



観光地域づくりに対する支援の改善

- 奈良県の観光政策を機動的かつ戦略的に推進し、県内各地域にフォーカスした観光地域づくり(観光地としての磨き上げ)を着実に実施していくために、「観光地域づくりに対する支援メニュー」に係る予算の更なる拡充と運用の見直しを図ること
- 機動的かつ戦略的な観光政策に取り組めるよう、プロモーション期間を十分に確保するために、実際の来訪時期との隔たりを考慮の上、複数年度にわたる事業支援を可能とすること
- 十分な事業期間を確保できるよう、交付決定までに要する手続きを簡素化・早期化すること

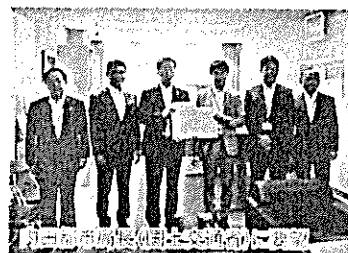
毎年、奈良県では次年度の国の予算を獲得するために要望活動に取り組んでいます。

具体的には、奈良県選出の国会議員に対して要望事項をお伝えするとともに、国の関係省庁に赴き要望事項を説明し、予算措置をお願いしています。

今年度も、令和7年度予算措置を求めて、要望事項17項目をとりまとめ要望活動を行っています。

7月23日・24日には、山下知事の要請を受けて、令和7年度の予算要望のため、首相官邸、内閣府、国土交通省、観光庁、こども家庭庁を訪問し、各要望事項について説明し、予算措置を強く求めてきました。

今回は、主な予算要望事項の内容をご報告いたします。



広域道路ネットワーク整備の加速

- 奈良県における一般道路(国道・県道)の道路整備率は約34%で全国第47位であり、紀伊半島アンカールートをはじめとする広域道路ネットワークの整備を促進すること
- 2037年に迫るリニア中央新幹線的全線開業と「奈良市附近駅」設置の整備効果を最大化し、県全域に波及させるため、高速道路のミッシングリンク・ボトルネックを解消すること
- 継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画の令和6年内の早期策定とミッシングリンクの供用目標を早急に公表すること

リニア中央新幹線「奈良市附近駅」早期確定への支援

- 早期に名古屋・大阪間の環境影響評価法に基づく手続きを進め、「奈良市附近駅」の位置及び三重・奈良・大阪ルートを一日も早く確定すること
- 2037年の東京・大阪間全線開業に向け、本県区間を含む名古屋以西区間の工事に早期に着工すること
- 車両基地を大阪のターミナル駅の近傍である奈良県内に設置すること

児童の心身の健康維持・増進に向けた取組推進

【児童虐待防止体制の充実】

- 市町村相談員の体制を強化すること(業務量に見合った職員配置、市町村相談員とスーパーバイザーの配置基準の法定化、専門職員の配置に伴う財源措置、市町村相談員に対する研修受講の義務化)
- 要保護児童対策地域協議会の市町村調整担当部門における体制を強化すること(業務量に見合った配置基準の明確化、実務者会議・個別ケース検討会議の技術的支援)

【保育所等における児童の健康診断の実施方法の明確化等】

- 保育所等での児童の健康診断(視力検査、聴力検査、尿検査)について、母子保健法上の乳幼児健診を踏まえて実施方法や実施手順などを検討し、より具体的に健康診断の内容を示すこと

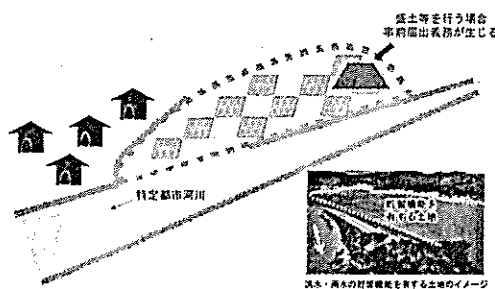
全国初！川西町・田原本町に 貯留機能保全区域を指定

令和3年5月に特定都市河川浸水被害対策法が改正され、新たに貯留機能保全区域制度が創設されました。

これは、その土地が元来保有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的として、浸水被害の拡大を抑止する効用があると認められる区域に県が貯留機能保全区域として指定することができるとの制度です。

令和6年7月30日に奈良県は、地元（土地所有者）の同意を得て、川西町唐院（約3.7ha）及び田原本町西代（約11.6ha）に全国初となる貯留機能保全区域が指定されました。この指定により、その土地が遊水機能を持つことが広く認知され、将来にわたってその機能が保全されることが期待されます。

今後も、水害を未然に防ぎ「もしも」の時に備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などのハード対策とともに、区域指定や洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施していくこととなります。



貯留機能保全区域に指定されると・・・

- 盛土等の貯留機能を阻害する行為を行おうとする場合、「届出」が必要となります。
- 知事は必要に応じて助言または勧告を行うことができます。
- 固定資産税等について、指定後3年間軽減されます。

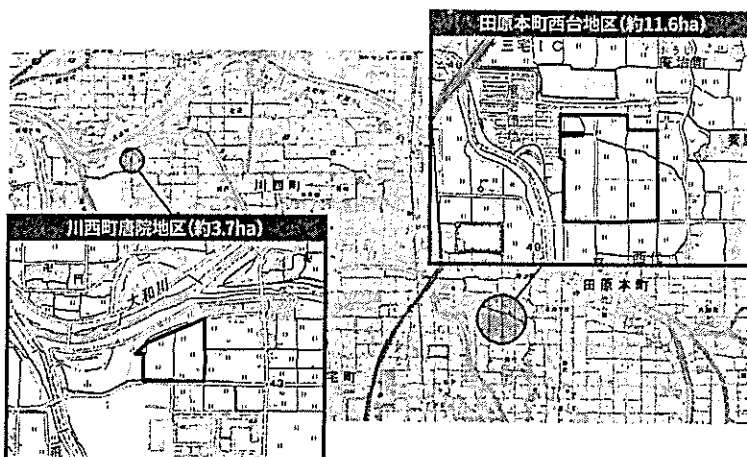
流域治水の推進を国に要望

現在、国、県、市町村、事業者、流域住民が連携・協力して流域治水に取り組んでいます。国においては、大和川直轄遊水地や溢水箇所の堤防整備などの直轄事業に取り組まれています。

県においては、「ながす対策（河川整備）」「ためる対策（奈良県平成緊急内水対策、民間事業者による雨水貯留対策）」「ひかえる対策（貯留機能保全区域の指定）」に取り組んでいます。

これまでの取組をさらに推進するために、国に対する令和7年度予算要望において「流域治水の推進」に向けて以下のことを求めています。

- 国の直轄事業に対する重点的に予算配分すること
- 特定都市河川浸水被害対策事業の推進



- 奈良県平成緊急内水対策事業への重点的な支援を継続すること
- 民間が行う雨水貯留浸透施設整備に對して支援すること
- 貯留機能保全区域の指定を推進するため農業インフラ整備などの宮農支援を行うこと
- 水害リスク低減のため、緊急浸水推進事業を恒久的な制度とすること

日台交流サミットに参加

日本と台湾の地方議員らで日台交流の促進を模索する「第10回日台交流サミット」が7月29日、台湾南部の古都・台南市内のホテルで開催されました。

同サミットは2015年に金沢市で初めて開催されて以降、毎年開催されており、台湾での開催は2018年の高雄市での開催以来2回目となります。

今回は台10回という節目でもあり、日本から地方議員400名超が参加し、総勢500名を超える大会が盛大に行われました。

奈良県からは、奈良県議会議員7名（私を含む）と高取町議会議長の計8名が参加してきました。

（参加費用は全て参加者の自己負担によっており公費負担はありません。）

また、台湾出張4日目には、元外務副大臣参議院議員堀井巖氏のご紹介で、蔡英文氏のほか台湾要人の方々

と面会の機会を得ることができ、友好を深めることができました。

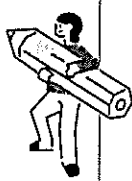


政経アカデミーを開校

7月20日に「令和6年自由民主党奈良政経アカデミー」が開校しました。本年も政治に興味を持つ熱心な方々を受講生として迎え、多岐に亘る内容の6講座を学習していただきます。

城内実党副幹事長の臨席のもと開校式を開催し、小林茂樹校長、堀井巖県連会長代行、井岡正徳県連幹事長が受講生を激励。引き続き開催された第1回講座では、城内副幹事長から「日本政治のゆくえ」をテーマとして、積極財政派の見地から、経済の仕組みや財政、世界経済の状況、世界から見た日本など講義いただきました。また、受講生からの意見や質問の一つ一つに、丁寧且つ解りやすく説明いただき、大変有意義な講座となりました。

編集後記



平成15年の初当選後すぐのことですが、唐古・鍵遺跡の保存整備事業を完結するため、指定されている残りの唐古池の東側約2.8ヘクタールの史跡公有化用地（用地）をすため、当時の奈良県議会の議員が付かないのだと、当時の奈良県議一町長から言われました。（負担割合：国80% 県10% 町10%）

すぐに県の文化財課長（榎原市在住）に尋ねると「唐古・鍵遺跡の保存整備事業の国の予算がつかないのです」と言われたので、当時の助役と奥野誠亮代議士の秘書同伴で、文部科学省に陳情に行きました。すると「文化庁はいつでも予算は付きますよ」と言われ、翌年の国及び県の予算付けをする事ができました。

実は、県の予算分の総枠に榎原市を優先して入れたため、田原本町の枠を入れる分が残っていなかったのです。その後用地収用も終わり、平成29年度には唐古・鍵遺跡の保存整備事業が、完成する運びとなりました。

令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10 電話 0744-33-0506 延べ床面積 149.56㎡の内43.46㎡
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他（関連会社の事務所等）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 株式会社 西和物流） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態による場合（使用面積による） ☒ 事務所全体面積43.46㎡（a）うち政務活動使用面積 21.73㎡（b） （b）／（a）＝ 21.73／43.46 按分率 1／2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1／2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☒ 来客専用 按分率 1／6 （按分率の考え方：他事務所及び後援会・政党事務所との面積按分）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1／2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑨備考	※駐車場及び光熱費（電気代のみ）については、他事務所及び後援会・政党事務所との面積の 1／6を按分している。

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流 (以下甲という) と 借主 井岡正雄 (以下乙という) とは、
以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称	西和物流 阪手第2貸事務所
所在地	奈良県磯城郡田原市阪手630番地の10
物件構造	木造モルタル壁 2階建 (一部3階) 一棟
床面積	1階59.19㎡ 2階70.06㎡ 3階20.31㎡
駐車場	2台

第2表 賃貸借期間

契約期間	令和6年3月1日から令和13年3月31日まで
------	------------------------

第3表 賃料その他の負担

家賃	月額102,000円 (共益費及び水道料金、駐車場2台分込み)
----	---------------------------------

(総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条
件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所及び居間用のみに使用し、その目的以外には使用しないも
のとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、
甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新され
るものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契
約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月未満の賃料は日割計算とする。

(賃借人の管理義務及び雑費用)

第5条

(1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならな
い。

(2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を

故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならない
(4) 本物件の設備・備品等の一切を乙が管理し、費用の負担をすること。

(5) 町内会費等の町内の出費に關するこの該当費用の支払い乙の負担とする。

(6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙
が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃
借料・共益費及び駐車場料等の額の改訂を行うことができる。

(1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に要請が生じたとき。

(2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。

(3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に關する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による
承諾を得なければならない。

(1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。

(2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び 敷地の現状を変更
しようとする時。

(賃借人の居間事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を
書面によって届け出なければならない。

(1) 乙又はその使用人が、引越さ3ヶ月以上本物件に於いて 事務所として使用し
なくなるとき。

(2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。

(3) 乙が死亡又は解散したとき。

(4) 本物件が競出したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

(1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は 一部を、転貸し、もしくは本物件の賃
借権を譲渡してはならない。

(2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他
の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外の改装、
宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- (1) 乙は賃貸借期間内であつても甲に対し、3ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払つて即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたは取り替へることができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状態で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき、
- (2) 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき、
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき、
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞りしたとき、
- (5) 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の信頼関係を著しく害されたと甲が認めたとき、
- (6) 財産の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき、
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき、
- (8) その他この契約の各条項のひとつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに現状回復義務)

第13条

- (1) 甲が建物の管理上本物件に調査を求めたときは、乙はこれに協力しなければならない。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去するはまでに賃貸借当時の原状に回復しなければならない。
- (3) 乙が現状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任にもとずかず、本物件が天災、火災、地震等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習に従い

適宜的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

1、 借主が行う、この度内装の改修 (令和6年2月から3月) を、貸主は承諾することとします。

2、

●家賃等の支払いは【銀行振込】となっていますので下記の口座に振込みをお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名)

(口座種別)

(口座番号)

(口座名義人) (株)西和物流 (西和物流)

※【振込手数料】は『貸借人』の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各2通を保存する。

令和6年3月1日

甲 (賃貸人) 住所 奈良県磯城郡田原町阪手630番地

氏名 株式会社 西和物流

電話 0744-33-0377



乙 (賃借人)

住所

氏名

井岡 正志

電話 0744-33-0506

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 [REDACTED] と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、壹ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壹ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、壹ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壹ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壹ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 （特約事項）

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各壹通を所持します。

平成28年4月1日

賃貸人	住 所	奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地
	氏 名	テナント会 [REDACTED]
	電 話	0744-33-4095 [REDACTED]

賃借人	住 所	[REDACTED]
	氏 名	井岡 正徳
	電 話	[REDACTED]

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

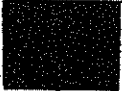
①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	時給1,100円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☒ 租税関係書類 ☒ 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地 10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時00分 至 13時00分 週5回
	休憩時間	なし
休 日	基本は日・祝祭日・土曜日	
賃 金	給与区分	時 給
	基本給	時 給 1,100 円
	諸手当	なし（給与に含む）
	割増賃金率	法定時間外 125% 所定時間外 125%
		法定休日 125% 法定外休日 125%
締切日／支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無	
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する 30 日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和6年4月1日

労働者氏名  

所在地 

事業主 名 称 
氏 名 井岡 正徳 

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	55,000	61,500	61,000	78,650	58,300	61,600	66,000	60,500	58,300	70,400	61,050	68,200			760,500
家族手当															0
役職手当												30,000			30,000
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	0	30,000
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	55,000	61,500	61,000	78,650	58,300	61,600	66,000	60,500	58,300	70,400	61,050	98,200	0	0	790,500
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	55,000	61,500	61,000	78,650	58,300	61,600	66,000	60,500	58,300	70,400	61,050	98,200	0	0	790,500

376,050

勤務日数	14	16	17	19	16	17	20	15	17	19	16	19			205
勤務時間	55	61.5	61	71.5	53	56	60	55	53	64	55.5	62			707.5

井岡正徳

職名		氏名
甲・乙		扶養家族

[illegible][illegible]

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	120,000円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☒ 租税関係書類 ☒ 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 17時00分
	休憩時間	なし
休 日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日	
賃 金	給与区分	月給
	基本給	月 給 120,000円
	諸手当	なし（給与に含む）
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%
		法定休日125% 法定外休日125%
締切日／支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無	
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和6年4月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和6年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000			1,440,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	1,440,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750			21,000
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
差引支給額	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	0	0	1,419,000

720,000

勤務日数	11	11	12	12	11	12	11	13	12	14	11	13			143
勤務時間	69	67	71	70	68	72	69	70	71	72	68	71			838

井岡正徳

職名		氏名
甲・乙		扶養家族

[illegible][illegible]

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3号(記入に当たっての注意事項)をよく読んでから記入して下さい。
OCR等への記入は上記の「標準字体」でお願います。

事業主控 08 E 0012111
EA129B0024221\$
42A129B0012111#

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 eDq6regp
労働保険特別会計歳入徴収官殿

量 別 修正項目番号 入力散定コード

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業 種	産業分類
03	311	9416	

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基 幹 番 号	枝 番 号
29103006324-000					

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

※保険関係 ※片保険理由コード

確定保険料算定内訳	①区分	算定期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで	
		②保険料・一般拠出金算定基礎額	③保険料率
労働保険料	(イ)	3.00	1000分の
労災保険分	(ロ)	3.00	1000分の
雇用保険分	(ホ)	***. **	1000分の
一般拠出金	(ヘ)	0.02	1000分の

概算増加概算保険料算定内訳	①区分	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
		②保険料算定基礎額の見込額	③保険料率
労働保険料	(イ)	282	1000分の
労災保険分	(ロ)	282	1000分の
雇用保険分	(ホ)	282	1000分の

④事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑤事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑦延納の申請 納付回数 1

※検算有無区分

※算定対象区分

※データ指示コード

※再入力区分

※修正項目

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

⑧申告済概算保険料額	8,403	⑨申告済概算保険料額	
⑩増加概算保険料額	282	⑪増加概算保険料額	
⑫延納の申請	1	⑬延納の申請	

⑭期別納付額	(イ)概算保険料額 (⑧の(イ) + ⑩の(イ) + ⑪の(イ))	(ロ)労働保険料当額 (⑧の(ロ) + ⑩の(ロ) + ⑪の(ロ))	(ハ)不足額(⑩の(ハ))	(ニ)今期労働保険料 (⑧の(ニ) - (ロ)又は(イ) + (ハ))	(ホ)一般拠出金当額 (⑧の(ホ) - ⑩の(ホ))	(ヘ)一般拠出金 (⑧の(ヘ) - ⑩の(ヘ))	(ト)今期納付額((ニ) + (ヘ))
第1期	8,685	282	282	8,967	57	9,024	
第2期							
第3期							

⑮加入している労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	⑯特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	郵便番号	電話番号
⑮事業	(イ)所在地 (ロ)名称			636-0247	(0744) 33-0506
事業又は作業の種類	政務活動			(イ)住所 (法人のときは 主たる事務所の 所在地)	嵯峨和田屋平町630-10
	井岡平裕行			(ロ)名称	
	井岡正徳			(ハ)氏名 (法人のときは 代表者の氏名)	

金庫玉

2-03407-01218645 1 (ZC-01275) H

政務活動費備品台帳(令和6年度)

議員名: 井岡 正徳

番号	名称	規格・機種	数量	取得			処分状況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	処分価格	処分の内容	年月日		
1	パソコン	NEC製 PCA2365GAB	1	215,000	215,000	令和6年12月26日				政務活動事務所	ヤマダ電機より購入
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

注 1 1件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。

2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。

3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。